

防災マニュアル

特定非営利活動法人リフテ

平成26年3月13日 制定

平成28年9月9日 改定

平成31年2月7日 改定

令和2年11月16日 改定

目次

はじめに

第1章 想定される災害

過去災害の実例から想定される災害

第2章 災害時の対応・体制

- 1 災害時における緊急の組織体制
- 2 緊急連絡網
- 3 情報の収集と提供
- 4 応急救護・初期消火・避難等
- 5 復旧対策
- 6 災害予防対策
- 7 防災訓練・防災教育

第3章 日頃の備え

- 1 防災計画の策定
 - 2 施設内の安全化
 - 3 緊急連絡、災害対応組織体制
 - 4 利用者の安否確認及び家族等との連絡体制の確立
 - 5 施設外の避難場所への避難誘導
 - 6 防災資材・機材等の備蓄
 - 7 防災教育及び訓練の実施
 - 8 災害発生時の対応
- ◎震災応急対策のポイント
- ◎風水害応急対策のポイント
- 9 災害用伝言ダイヤル

第4章 障がいに応じた対応

- 1 視覚障がいのある人のために
- 2 聴覚・音声言語に障がいのある人のために
- 3 肢体不自由の人のために
- 4 心臓・腎臓など内部に障がいのある人のために
- 5 知的障がいのある人のために
- 6 精神障がいのある人のために
- 7 難病患者のために

はじめに

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、ここに防災マニュアルを定めます。

当マニュアルは、特定非営利活動法人リフテの施設利用者や職員、設備、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し、備えるためのものです。

第1に、職員、利用者の人命の保護を最優先します。

第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。

第3に、余力がある場合には近隣住民や他施設への協力を当たります。

以上を基本方針とします。

当マニュアルによって、迅速・的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全職員はあらかじめ、この内容をよく理解しておかなければならないこととします。

第1章 想定される災害

私たちの会社のそばでは、過去に平成30年7月の豪雨、台風21号・24号。北海道胆振東部地震等において発生した大停電などです。

平成31年3月29日に改訂された、避難勧告等に関するガイドライン（水害、浸水時、洪水時）の避難を定めた避難確保計画を加え新たな防災マニュアルとします。

今後このような大災害がまた発生しないと誰も予測することは出来ません。大型台風などの災害により、浸水や道路の寸断が想定されます、私たちは命を守る為、適切にかつ迅速に対応しなくては、なりません。送迎時、事業所内において、各現場にてなど様々な場面において、いつ発生するかわからない災害に対し、日頃からの防災教育を通して、いざという時に対応できるようになりましょう。

■想定すべき主な災害

（1）地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあります。近隣建物の倒壊などにより導入路が遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定されます。さらに、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることとも想定されます。

そのような厳しい被災を前提に、対応を検討すべきです。

（2）火災

想定される火災は、施設内からの発生、及び近隣住宅からの延焼です。施設内での火災に関しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火及び避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

（3）台風・大雨（風水害）

台風や集中豪雨等で、近隣の河川の増水・堤防決壊などによる浸水が発生し、交通が遮断されたり、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われたりすることもあります。

孤立した際の対応も描いておくことが重要です。

それぞれの災害に対して優先すべき対策は次のとおりです。

地震

安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

火災

現場確認、通報、避難誘導、初期消火

台風・大雨

堤防決壊等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保

第2章 災害時の対応・体制

1 災害時における緊急の組織体制（災害対策室）

（1）災害対策室の設置時期

災害対策室を、震度5強以上の地震、その他の大災害発生時に設置。

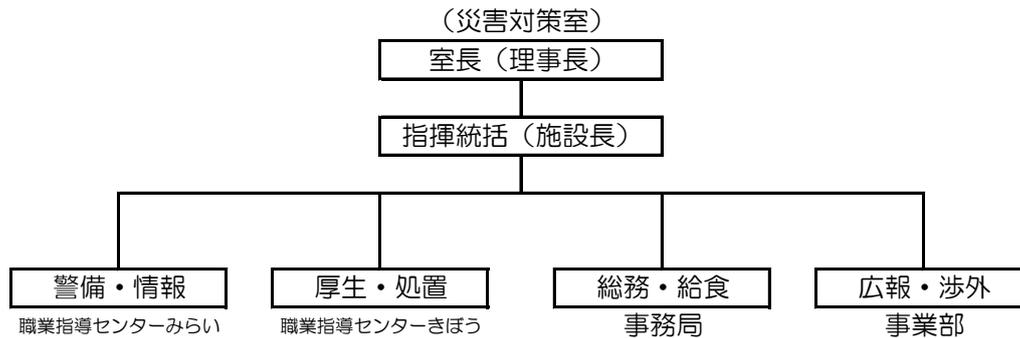
（理事長の指示による。理事長不在時には、職制最上位の者が判断。）

（2）対策室の設置場所： 特定非営利活動法人リフテ事務局内

（釧路郡釧路町木場3丁目1番地）

必要機材	電話機、携帯電話、ファックス パソコン、プリンター、コピー機 事業所配置図、平面図、組織図、利用者名簿 職員名簿、救急箱、飲料水、非常食料、毛布など
------	---

(3) 組織内容



(4) 任務

- ① 被災状況（災害発生地はどこか、施設内の状況、周辺）の情報収集、記録、報告
- ② 震災対策上の重要事項の決定、指示・命令、発表
- ③ 利用者の安否の把握（すべての施設）
- ④ 職員の安否の把握
- ⑤ 負傷者に対する応急処置
- ⑥ 利用者・職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示
- ⑦ 救出・救助の応援指示
- ⑧ 釧路町内及び関係施設との情報交換、支援要請

2 緊急連絡網

(1) 緊急連絡網（利用者、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われたときに速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2) 注意事項

- ① 災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。
- ② 連絡は簡潔に、長電話は避ける。（定型文で迅速化を図る）
- ③ 連絡網指定の職員と連絡が取れない場合は、その職員を飛ばして次の職員へ連絡。
- ④ 電話で連絡が取れない職員については直接訪問。事務局員か、理事長が指定した者（連絡が取れない職員宅の最寄に住む職員等）が訪問する。
- ⑤ 被災して怪我をしたり、災害を受けた職員に対し、必要なサポートを行う。
- ⑥ この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用する。

3 情報の収集と提供

(1) 収集方法

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
職員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録① (建物)	・事務局職員が収集 ・建物の被害調査を建築業者に依頼
被害状況の把握と記録② (設備・物品等)	・事務局職員が収集 ・業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 (水道・電気・ガス・電話他)	・災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に従い、情報を収集
連絡(関係先)	・関係先一覧表(次項)による

(2) 注意事項

- ① 職員の安否確認を行う。(建物内の職員、施設外出中の職員)
- ② けが人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な応急処置を行う。
- ③ 収集した情報は、災害対策室の壁にまとめて張り出す等(誰にでも見られる状態)して情報の一元管理を図る。
- ④ 災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- ⑤ 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる。

(3) 関係先一覧表

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
行政情報	町	釧路町役場	0154-62-2111
		釧路町保健福祉センターあいぱーる	0154-40-5210
	市	釧路市役所	0154-23-5151
	道	北海道総務部危機対策局危機対策課	011-204-5007
	警察	釧路東部消防組合 消防本部	0154-40-5131
		北海道警察釧路方面本部 釧路警察署 桂交番	0154-25-0110 0154-36-2980
交通情報	道路	北海道開発局 釧路開発建設部	0154-41-8101
		日本道路交通情報センター	050-3369-6601
	バス	JR北海道 釧路駅	0154-22-4314
		くしろバス 阿寒バス	0154-37-9011 0154-37-2221
ライフライン	電気	北海道電力 釧路支店	0154-23-1112
		ほくでん停電情報サービス	0120-547-121

ガス	釧路ガス 供給保安課（都市ガス）	0154-22-8101 内線 243、247
	北日本燃料（プロパンガス）	0154-51-3723
水道	釧路市上下水道部	0154-43-2161
	釧路町経済部水道課業務係	0154-62-2190
電話	NTT東日本 北海道釧路支店	0120-154-019
	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171
【国土交通省】災害情報提供センター（PC） http://www.bousaijoho.go.jp		

4 応急救護・初期消火・避難等

（1）初期活動一覧表

応急救護	職員による 応急措置	（1）とりあえず職員による応急手当を実施する。 （普通救命講習受講済者）
	医療機関への 搬送	（1）119番通報により、救急車を要請する。 ※同時多発災害の場合は、施設車両で最寄りの病院へ搬送する。 （搬送先病院：孝仁会記念病院）
初期消火	火の始末	（1）地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。 【点検場所】 ・厨房、給湯室、喫煙室、事務室
	初期消火	（1）火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 （2）119番通報を行う。 （3）火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 （消火器、水バケツ等） （4）大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
避難等	避難誘導	（1）避難の必要が生じた場合は、避難誘導に従い落ち着いて行動する。 （2）外来者は不慣れであるので避難誘導にあたっては特に気を付ける。
	避難場所	（1）火災時・・・原則として屋外に避難する。 （2）水害時・・・イオン釧路店屋上駐車場へ施設車両に分乗し避難。 （3）地震時・・・釧路町指定の広域避難場所へ避難する。
	非常持出	・あらかじめ非常用ナップザックを準備し、必要なものを収納しておく。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、利用者名簿、職員名簿等
	大地震発生時の 落合場所	・日頃からあらかじめ、施設建物も使用できなくなるような壊滅的大被害の大災害時に備え、落合場所（施設近くの公園等）を指定しておく。 （職員全員に周知徹底しておく） ・落合場所を変更する場合は、落合場所に集まる事ができない場合は、「災害用伝言ダイヤル171」を利用する。

(2) 地震発生時の心得

① まずわが身の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身を隠し、しばらく様子をみます。(窓ガラスからも離れる)

② 揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺煮には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。(炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ)

③ 火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに非を消すことが大切。周囲に声を掛け合い、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

④ あわてて外に飛び出さない

屋外は、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がたくさんあります。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。

⑤ 危険な場所には近寄るな

危険な場所(狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など)にいるときは、急いで離れます。

⑥ がけ崩れ、津波などに注意

がけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所に速やかに避難します。

⑦ 正しい情報で行動

テレビやラジオ防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないように注意します。

⑧ 人の集まるところでは、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段には殺到せず、係り員の指示に従う。

⑨ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で(車、自転車は使わない)。身軽に行動できるよう、荷物は最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるようにします。

⑩ 自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難するときは、キーは付けたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出して、徒歩で避難します。

◎「震災」：応急対策のポイント

(1) 安全確保（利用者及び職員）

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声掛けなどにより安全を図ります。揺れが収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、利用者から隔離して安置します。

(2) 利用者の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用者の避難経路を確保します。

建物に倒壊の恐れがある場合は、速やかに避難します。利用者の障がいの特性に応じて、避難時に介助の必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ決めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

(3) 職員の人員の確保

勤務時間外等で職員が手薄な場合は、あらかじめ決めておいた参集体制や非常連絡網等により、必要な職員を参集します。

職員が参集したら、理事長（不在の場合は次順位の職員）を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動します。

(4) 停電時の対応

停電が生命に関わる方（人工呼吸器や、痰の吸引器を使用する方など）が利用している施設では、機器の電源を非常用に切り替えるなどし、装置が正常に作動していることを確認します。

(5) 関係機関との連絡調整

被害（利用者、職員、施設、設備等）があった場合は、速やかに所管の福祉事務所等に報告します。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(6) 家族等への連絡

利用者の安否を、必要に応じて、家族等に伝えます。

また、施設利用中に震災が発生した場合は、家族等に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、家族等と帰宅方法を調整しておく必要があります。

(7) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。あとで補助金の申請にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

◎「風水害」：応急対策のポイント

(1) 安全確保（利用者及び職員）

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声掛けなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認します。

重症がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、利用者から隔離して安置します。

(2) 利用者の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用者の避難経路を確保します。

建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、速やかに避難します。利用者の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

(3) 職員の人員の確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、夜間でも、あらかじめ職員体制を整えておきます。被害が想定できなかった場合や、勤務時間外等で職員が手薄な場合は、あらかじめ定めておいた参集体制や非常連絡網等により、必要な職員を参集します。

職員が参集したら、理事長（不在の場合は次順位の職員）を指揮者とし、災害対策に係る組織体制に従って行動します。

(4) 停電時の対応

停電が生命に関わる方（人工呼吸器や、痰の吸引器を使用する方など）が利用している施設では、機器の電源を非常用に切り替えるなどし、装置が正常に作動していることを確認します。

(5) 関係機関との連絡調整

被害（利用者、職員、施設、設備等）があった場合は、速やかに所管の福祉事務所等に報告します。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(6) 家族等への連絡

利用者の安否を、必要に応じて、家族等に伝えます。

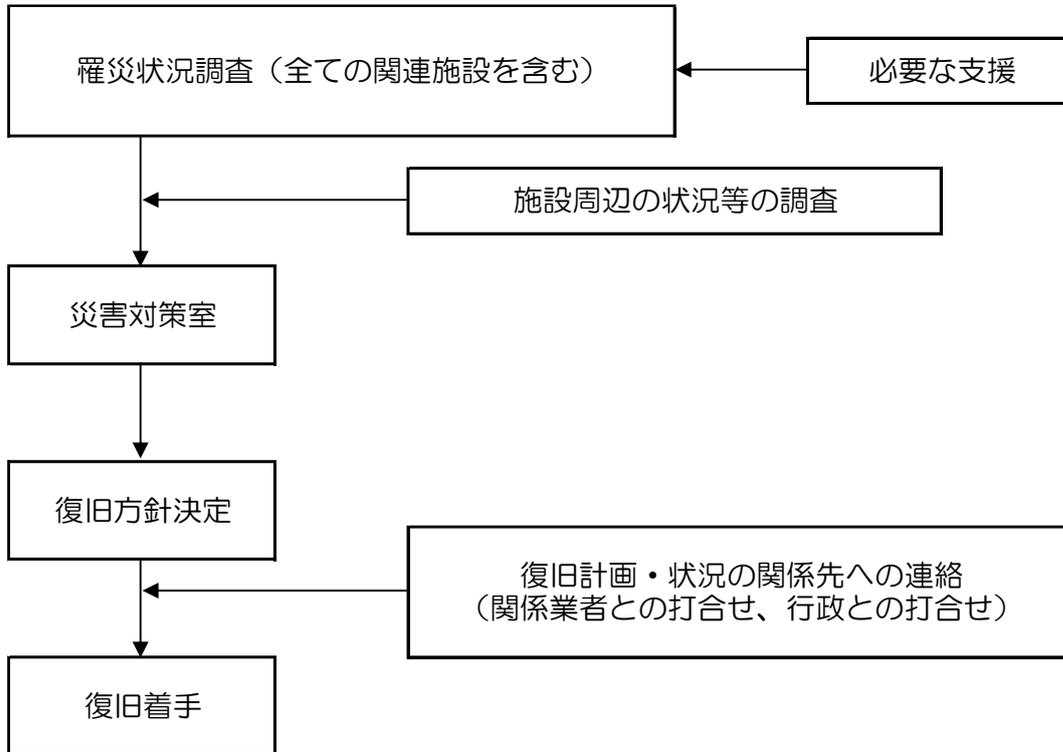
また、施設利用中に風水害が発生した場合は、家族等に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、家族等と帰宅方法を調整しておく必要があります。

(7) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。あとで補助金の申請にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

5 復旧対策

(1) 復旧の流れ



(2) 留意事項

- ① 事務所が使用不能時には、仮事務所を確保。
 - ・第1候補 職業指導センターきぼう事務室
- ② 罹災建物の警備体制を確保する。
- ③ 被災事業所が所在する地域社会の救援活動（及び復旧計画）に進んで協力する。
- ④ 避難場所の提供に協力する。

→ 一時避難の後の対応については、第5章：事業継続計画を参照

第3章 日ごろの備え

1 防災マニュアルの活用

利用者や職員の「命」を守るとともに、サービスの早期再開を図るため、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、地震や風水害などの大規模災害の発生を想定して策定したものが「防災マニュアル」です。

災害発生の混乱時にも、この施設の利用者の障がいの特性や、施設の建物・立地、周辺の交通環境などの状況に応じ、迅速・円滑かつ的確に必要な対応を取るためのマニュアルです。

したがって、防災訓練等の機会に、定期的に見直しを行い、マニュアルの内容がより具体的かつ実践的になるように調整し、その情報を共有していくことが大切です。

職員に対しては、災害発生時の参集、初期対応などを定めています。また、職場研修や防災訓練などを通じて、あらかじめ周知徹底することを行っています。利用者に対しては、災害発生時の避難経路や緊急避難先等をあらかじめ周知するようにします。

さらに、大地震など広域的な大規模災害の備えとして、被災者の受け入れや職員の派遣等についても想定しておきます。

2 施設内の安全化

災害発生時に自らの安全を確保できない利用者のため、いざという時に備えて安全な施設環境を整備します。

(1) 耐震化対策（事務所の建物、その他の諸設備）

震災時の安全を図るため、必要に応じて専門家による耐震診断、耐震改修を行います。

- ① 建物全般の定期点検と補強及び補修工事の必要性を洗い出し、所有者に依頼します。
- ② 屋外での看板、ブロック、ガラス等の落下・転倒防止対策を実施します。
- ③ 施設内での什器（ロッカー等）の転倒防止対策を実施します。
- ④ 火気（ストーブ、湯沸かし器等）使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施します。

⑤ 情報機器類（パソコン、コピー機等）の安全設置対策（地震の揺れによる移動の防止）を実施します。

(2) 施設の立地環境を踏まえた、風水害への予測と対応

風水害や土砂崩れなどの災害は、ある程度は施設が立地している地盤や地形などの環境から、予測します。

台風や集中豪雨などによる水害の予測については、町が作成する「洪水ハザードマップ」を確認します。

土砂災害警戒区域に指定されている施設は、町が作成する「土砂災害ハザードマップ」を確認します。

(3) 避難経路の確保

災害時における避難経路（作業室から屋外の集合場所等に至る）を定めた地図を作成し、誰もが確認できる場所（掲示板など）に普段から掲出しておきます。

(4) 屋内、屋外の安全対策

① 窓ガラス等の危険防止対策

- ・ガラス（窓、食器棚、書棚等）には、必要に応じて、拡散防止フィルム等で補強します。
- ・靴や厚手のスリッパを、身近な所に常備します。（飛び散ったガラスの上を歩く時、足を守ります。）

② 備品等の転倒防止対策

- ・備品類（机、ロッカー、タンス、書棚、大型電化製品など）は、金具等によって、床や壁にしっかりと固定します。

③ 天井からの落下物対策

- ・照明器具や壁掛け時計などは、取り付け状態を点検し、落下防止策を必要に応じて施します。

④ 安全スペースの確保

- ・整理整頓を常に行い、「安全スペース」を確保するよう心掛けます。

⑤ 屋外対策（門、塀、工作物等の倒壊防止）

- ・門、塀の亀裂等の点検を行い、倒壊防止など必要な補修を行います。
- ・施設の構内に、震災などで倒壊の恐れのある工作物（物置、老木、プロバングスボンベ等）がある場合は、点検を行い、必要に応じて固定、補強します。不用物であれば、除去します。
- ・避難経路に設置物（自動販売機など）がある場合には、必要な転倒防止策を施します。
- ・屋外設備については、かさ上げ工事や防水対策を必要に応じて実施します。
- ・排水溝の点検、清掃を行います。
- ・台風など激しい風雨が予想される場合は、鉢植え、物干しなどの飛散防止を施します。

3 緊急連絡、災害対応組織体制

緊急連絡体制（緊急連絡網）を整備します。また、夜間の地震発生時等に施設に参集することができる職員（居住場所や通勤手段によって）を把握した上で職員の役割分担を定め、災害発生時に迅速に対応するための体制を整備しておきます。

●夜間等に地震が発生した場合の参集基準

参集体制	行動基準	参集範囲	連絡体制
警戒参集	施設の所在地で震度5弱以上を記録したとき	・ 理事長 ・ 事業所責任者 ・ あらかじめ定めた職員	自主参集
非常参集	施設の所在地で震度5強以上を記録したとき	・ 参集可能者全員	自主参集

※施設に被害が及んだ場合は、震度にかかわらず、最初に到着した職員から理事長に被害の状況を連絡し、対応について判断を求めます。

◎職員間の非常時連絡方法のルール

電話などによる参集連絡に係る内容を、定型文にしておき、連絡の迅速化を図ります。

例1 「〇〇です。今△△にいます。後□□分で到着します。」

例2 「〇〇です。今□□の理由により参集できません。▽▽にて待機します。」等

●夜間の風水害等への対応例

台風の接近などにより、施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、あらかじめ気象情報など必要な情報をインターネットやテレビ、ラジオ等により収集し、夜間の風水害に対応できるよう体制を整えておきます。

4 利用者の安否確認、家族等との連絡体制の確立

(1) 安否確認体制、家族等との連絡体制

災害発生時には、利用者全員の施設内外の居場所を把握し、安否確認を行います。

また、利用者の家族等と迅速に連絡が取れるよう、あらかじめ緊急連絡体制を整えておきます。

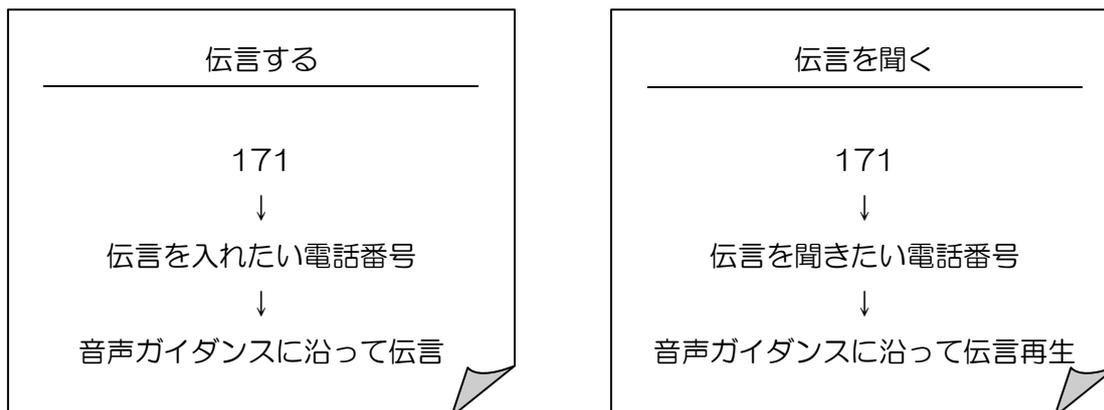
(2) 情報通信手段

大災害発生時は、安否確認、見舞い、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況が1日～数日間続きます。先の阪神淡路大震災では、円我が繋がりにくい状況が5日間続きました。中越地震では、障がい者の家に電話しても誰も出ないため、被災しているの親戚宅などで安全でいるのか等がわからず、行政が住民の被災状況は把握するのに非常に時間を要したという報告もあります。

ア 災害用伝言ダイヤル：171

災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールです。「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行います。

地震などの災害の発生で被災地への通信が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況となった場合に、NTTにより提供が開始されます。



イ 災害用伝言板（携帯電話）

震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合に利用可能となります。携帯電話によるメッセージの伝言板の役割を果たします。

ウ 災害時優先電話

災害時の公共の秩序を維持するために、地方公共団体やライフライン関係者などの機関を対象に指定されている回線です。「発信」については、一般の回線よりも優先されます。（総務省のHPに、概要等が記載されています。）

社会福祉法第2条第1項に定める社会福祉事業を行う者は、総務大臣が指定する機関（平成21年3月9日総務省告示第113号）に当たるため、指定を受けることができます。

ただし、回先頭の都合で指定を受けられない場合もあるので、利用する際は電気通信事業者（NTTの場合は「116」）に問い合わせます。

5 施設外の避難場所への避難誘導

水害による床上浸水など、災害の種類に応じて、施設の入所者に危険が及ぶことが想定される場合は、あらかじめ防災関係機関（市町村や消防署など）と相談の上、施設外の避難場所を設定しておきます。

利用者を避難場所まで安全に誘導するための避難経路や移送手段についても、あらかじめ決めておきます。また、障がいの特性に応じて、利用者一人ひとりの避難時の注意点をまとめておきます。

(1) 避難場所の選定・確保確認・掲示

施設から避難場所までの避難経路については、避難が想定される災害に応じて、安全かつ適切な道路、移送手段等を選定します。複数の避難経路を確認しておきます。

移送手段については、避難場所までの距離、利用者の障がいの特性などに応じたものとします。また、移送時の職員や車両などの体制を整えておきます。

また、避難場所、避難経路（及び移送手段）を示す地図を作成し、誰もが確認できる場所（掲示板など）に掲示しておきます。

(2) 非常持出品の準備

非常持出品は、避難場所に援助物資が届くまでの間（2～3日間）に必要となる物品等を、持出可能な範囲で想定し、用意しておく努力をします。

（非常持出品の例）

非常食、飲料水、筆記用具、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、ビニールシート、ビニール袋、軍手、ナイフ、ライター（マッチ）、ひも類、ヘルメット、タオル、ウェットティッシュ、ティッシュ、テープ類、工具類、救急医療品セット、衣類、紙おむつ類、衛生用品、緊急連絡一覧表（利用者・職員）使い捨てカイロ、電池、簡易トイレ、毛布、担架など

(3) 重要種類の保管と、非常用ナップザックの管理

- ① 重要種類は、金庫に保管します。
- ② 非常持ち出し種類は、最小限とし、火災、又は爆発の危険性のある時に限ります。
- ③ 非常用ナップザックを準備し、責任者は内容物の数量及び有効期限を確認して、常に使用可能な状態にしておきます。
- ④ 非常用ナップザックは、事務局等に1セットは保管します。

6 防災資機材等の準備

大規模な災害に備え、利用者の障がいの特性を踏まえて物資等を備蓄しておきます。また、チェックリストを作成し、防災訓練の際に物資の確認をします。

なお、日中活動中に大規模な災害が起こると交通機関が麻痺してしまい、帰宅することが困難なケースも想定されます。利用者の災害時の帰宅方法をあらかじめ、家族等と調整しておくことはもちろんですが、施設に宿泊せざるを得ないケースが想定される場合は、必要に応じて、食料品等の備蓄をしておきます。

7 防災教育及び訓練の実施

①避難誘導に当たっては、利用者の障がいの特性に応じた適切な対応を、あらかじめ定めて訓練しておきます。

【対応例】

- ・自力歩行が困難な方への避難介助
- ・口頭による呼びかけだけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導
- ・パニックなどによる2次災害の防止 など

②職員及び利用者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施します。また、勤務時間外や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を、定期的実施します。

③防災訓練の内容は、施設に応じた災害を想定し、具体的に機能するかどうかを確認できる訓練内容とします。

④また、災害や電力不足による停電を想定し、医療機器（必要な場合）などの動作確認など必要な訓練を実施します。

⑤なお、被災した障がい者（利用者ではない方）の受入れについては、受入れ人数、受入れ場所、及び食事等の提供方法等、総合的な見地からあらかじめ検討しておきます。

⑥地域住民に対し、普段から、障がい者の理解等、啓発・啓蒙活動に努め、万が一の際に相互協力ができる関係の構築を目指します。

8 防災訓練・防災教育

（1）防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施します。

訓練には次の事項を盛り込む

- ①地震発生時の初期対応に関すること
- ②災害対策室の設置及び運用に関すること
- ③情報の収集、伝達に関すること
- ④火災発生時の対応に関すること
- ⑤救出救護に関すること
- ⑥通報・初期消火・避難に関すること
- ⑦水害等の災害に関すること

（2）避難訓練

利用者を対象にした避難訓練を、毎年1回以上実施します。利用者の生命を守ることを最優先に、速やかな避難誘導ができるよう定期的に行います。

(3) 防災教育

次の教育を毎年1回以上実施します。

- ①当施設の防災マニュアルの概要について
- ②各員の任務と行動基準について
- ③災害の一般知識について（地震、水害、火災等）
- ④応急処置について

(4) その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会等への参加や、道・町などが行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

9 災害発生時の対応

災害発生時は、この防災マニュアルに基づいて対応します。（そのほかに、防災計画等も参照します）

利用者の安全確保を最優先とし、復旧に努めます。

また、関係機関への連絡（道福祉事務所に対する事故等の報告など）を、速やかに行います。

第4章 障がいに応じた対応

1 視覚に障がいのある人のために

①施設内の物の配置を、常に一定にします。配置を変更したときは、すぐに確認しておきます。特に、非常持出袋は必ず確認しておきます。

②災害時の避難経路の設定と、その通路の安全性を確認しておきます。

③施設内や、出入り口周辺の整理整頓を心掛けます。

④非常持出袋に、メガネ、白杖、点字板、音声時計や触知時計などを入れておきます。

⑤糖尿病、緑内障のある人は、常備薬の持ち出しが常にできるようにしておきます。

⑥メガネ、白杖、点字板等が、地震で損害を受けたり無くならないよう、いつも身近で安全な一定の場所に置きます。

⑦スリッパなどを各室に用意しておく。(ガラスなどが飛散すると床が危険になる為)

⑧自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物(緊急時の連絡先点字メモ、メモ用録音機等)を身につけます。

⑨情報収集手段として、ラジオがすぐに利用できるようにしておくか、カード式携帯ラジオを常に身につけます。予備の電池を十分に備えておきます。

【支援員注意事項】

避難所などでは、行政からの広報や生活に関する情報は文字によるものが多いので、何が書いてあるのかを、必ず知らせるようにします。

【避難所などへの誘導】

視覚に障がいがある方は、普段の生活ではどこに何があるのか頭の中に入っていますが、災害が発生すると町の地図が変わるので、自分で行動することが大変難しくなります。

誘導の方法は、白杖の反対側に立って、腕(あるいは肩)を持ってもらい、半歩前を歩きます。手や腕は引っ張らないようにします。

2 聴覚・音声言語に障がいのある方のために

①補聴器は、常に手元に置きます。

②非常持出袋に、補聴器及び専用電池の予備を用意し、入れておきます。

③災害関係機関からの緊急通報用にファックスを活用します。

④災害用に必要な緊急会話カード(依頼カード、連絡カード)を用意し、常に持ちます。

⑤携帯電話メールなどの文字情報でお互いに情報のやり取りが便利です。

⑥携帯用会話補助装置を使用している人は、バッテリーの予備を非常持出袋に入れておきます。また、笛やブザー等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物を身につけておきます。

⑦筆談に必要なメモや携帯用ホワイトボード、筆記用具を備えておきます。雨天時にも

使用可能で、何度も繰り返し使用できるものが望ましいです。

【支援員注意事項】

避難所等では、様々な情報が伝えられることが予想されるので、その情報を文字に書いて伝えるようにします。また、なるべく早くファックスを避難所に設置します。

ファックスが使えない場合は、聴覚に障がいがある人に内容を紙に書いてもらって、電話などで代行して伝えるようにします。

3 肢体不自由の人のために

①施設内の空間を確認しておきます。常に整理整頓を心掛け、あまりものを置かないようにします。

②作業スペースは、できるだけ避難のしやすい1階を選びます。

③歩行補助具は、倒壊した設備の下敷きにならないように、常に安全な一定の位置に置き、暗闇になっても分かるようにしておきます。

④非常持出袋に、紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシートなどを用意します。

◆車いす使用者

①車いすが通れる幅を、常に確保しておきます。

②車いすが使用不能になった時のために、それに代わる杖、おびい紐などを用意しておきます。

③車いすの空気圧は、定期的に点検します。

④雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカッパ等を用意します。

◆電動車いす使用者

①電動車いすのバッテリーは、使用後に必ず充電し、室温で保管します。

②補液タイプのバッテリーは、定期的に液量をチェックします。

③車いすに内蔵されていない充電器は、倒壊した設備の下敷きにならないように、安全な場所に保管します。

【支援員注意事項】

車いすや松葉杖の人が通るためには、最低80cm程度の幅が必要です。更に、車いすが回転するためには、直径150cm程度の幅が必要となります。

避難所に車いすや松葉杖の人がいる場合は、通路を確保するようにします。また、避難所に障がい者用トイレがない場合、支障がないか本人に確認するようにします。

【車いすを介助するときの注意】

段差を越える時には、押す人の足元にあるバーを踏み、車いすの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ちあげて進みます。

段差を下すときは、後ろ向きに、後輪からゆっくり降ろします。

4 心臓・腎臓など内部に障がいがある人のために

①日頃から非常持出袋に、服用している薬の処方箋の明細や、薬局からの投薬説明文をコピーして入れておきます。

②特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談しておきます。

◆心臓機能障がい

ペースメーカーを装着している方は、機器が故障した際の対応、緊急時の連絡方法などを、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておきます。

◆腎臓機能障がい

①通院による透析ができなくなった時に備え、日頃から災害時の対策について、関係団体や医療機関と具体的に話し合っておきます。

②かかりつけ以外の医療機関で透析を受ける場合に備えて、自分のドライウェイトやダイアライザーなどのタイプの透析条件を防災カードに記入しておく。

③災害時には、食事、水、薬の自己管理が重要です。食事と水分を上手にコントロールしておくことで、数日間は生活を続けられます。

④カリウム対策のため、カリメイトやケキサレイトの予備を持っておきます。

⑤自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析治療をしている方は、透析液加温器のバッテリーの予備を非常持出袋と同じ場所に常に置いておきます。また、透析液パックを非常持出袋と同じ場所に常に置いておきます。

◆呼吸器機能障がい

①在宅酸素療法をされている方は、酸素の必要度などをあらかじめ、かかりつけの医療機関に確認しておくで安心です。

②濃縮酸素の濃縮器や、液体酸素のボンベは、火気から離れた場所に保管します。

③酸素チューブの配管は、地震が起きたときに、体に絡まないように、工夫して配管してもらいます。

④人工呼吸器を装着している方は、ライフラインが寸断された場合に備えて、アンビューバッグ（蘇生機の一つで、自分で呼吸ができなくなった人に人工呼吸を行うためのゴム製の袋）、バッテリー、手動式吸引器などを用意しておきます。

⑤携帯用酸素ボトルを、非常持出袋に入れておきます。

⑥吸入加湿処理により、呼吸に伴う負担の軽減を図る為、ネブライザーを使用する方は、バッテリーの予備を非常持出袋に入れておきます。

◆ぼうこう又は直腸機能障がい

①ストマ装具、洗腸セット（水、濡れティッシュ、輪ゴム、ビニール袋、はさみ）を非常持出袋に入れておきます。

②防災カードに、ストマ装具のメーカー、販売店の連絡先を記入して、非常持出袋に入れておき、家族にも同様の連絡先を知らせておきます。また、処理方法を家族にも教えておきます。

【支援員注意事項】

酸素が必要な人、定期的に人工透析が必要な人、人工肛門を使っている人、ペースメーカーを利用している人などは、外見ではわかりません。しかし、災害時に医療行為が受けられなくなると生命の危険に直結する人がいます。また、体力がないため、避難所などでの共同作業ができない場合もあります。

避難所などでは、器具の消毒や交換をする人もいますので、これらを実施できる清潔なスペースを設置するようにします。また、体の状況によって、水やたんぱく質、塩分などの制限が必要な人もいますので、食事を提供する際には、本人によく確認します。

5 知的障がいのある人のために

①日頃から非常持出袋に、服用している薬の処方箋の明細や、薬局からの投薬説明文をコピーし、入れておきます。服用する際に独自の方法を用いる薬（たとえばオブラートを使用するなど）の場合、その旨も防災カードに記載しておきます。

②笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物を身につけます。

③身の回り品や食べ物に、特別なこだわりを持っている場合は、そのことを周囲の人たちに理解してもらいます。

④災害時に支援が必要な内容を書いた防災カードや、身元、連絡先などが確認できる名札などを、常に携帯するか、衣服などに縫い付けておきます。

⑤避難場所実際に試してみるなど、避難場所を憶えておくよう心掛けます。

【支援員注意事項】

知的障がいのある人の中には、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。

また、中には治療や投薬が欠かせない人もいますので、障がいの状況に応じた支援を行います。

6 精神障がいのある人のために

①日頃から非常持出袋に、服用している薬の処方箋の明細や、薬局からの投薬説明文をコピーして入れておきます。

②家族等にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておいてもらいます。

【支援員注意事項】

精神障がいのある人の中には、心理的に孤立してしまう人もいます。そのため、知人や仲間と一緒に生活ができるよう、避難所職員に配慮を求めるようにします。

また、疲労や精神的な不安は、災害直後よりもしばらく経過した後の方が強くなってきます。薬を正しく服用しているか注意し、身体や心の調子に何らかの症状が出た場合は、早めにかかりつけの医師に相談するようにします。

一緒に生活している家族や保護者の苦勞を理解し、避難所などで一緒に生活できるよう、思いやりを持って支援します。

7 難病患者のために

①日頃から非常持出袋に、服用している薬の処方箋の明細や、薬局からの投薬説明文をコピーして入れておきます。

②特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談しておきます。

③家族等にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておいてもらいます。

【支援員注意事項】

難病患者は、外見からは病気であることが分かりにくいことが多く、また症状が安定しないという特徴もあります。

避難所などで症状が急変したり、体調の不良を訴えたときは、医療機関にすぐに連絡します。家族等が付き添っている場合は、その指示に従って援助します。